

# **新任自治会長研修資料**

**令和 5 年度**

**野田市自治会連合会**

[jichikairengo.com](http://jichikairengo.com)

# 目 次

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 新任自治会長研修開催の目的 .     | p1  |
| 2. 自治会組織の全体像 .         | p1  |
| 3. 各自治会組織の役割と連携 .      | p2  |
| 4. 自治会の役割 .            | p4  |
| 5. DX化の推進について .        | p7  |
| 6. 野田市自治会連合会ホームページ .   | p7  |
| 7. より良い街づくりのために皆様のご協力を | p10 |

## 別紙

1. 新任自治会長研修会 アンケート用紙
2. Q&A 自治会運営手引書
3. 相談窓口のご案内
4. あなたのこころ元気ですか？
5. シルバーリハビリ体操
6. いいね！野田 千葉県野田市

## 1. 新任自治会長研修開催の目的

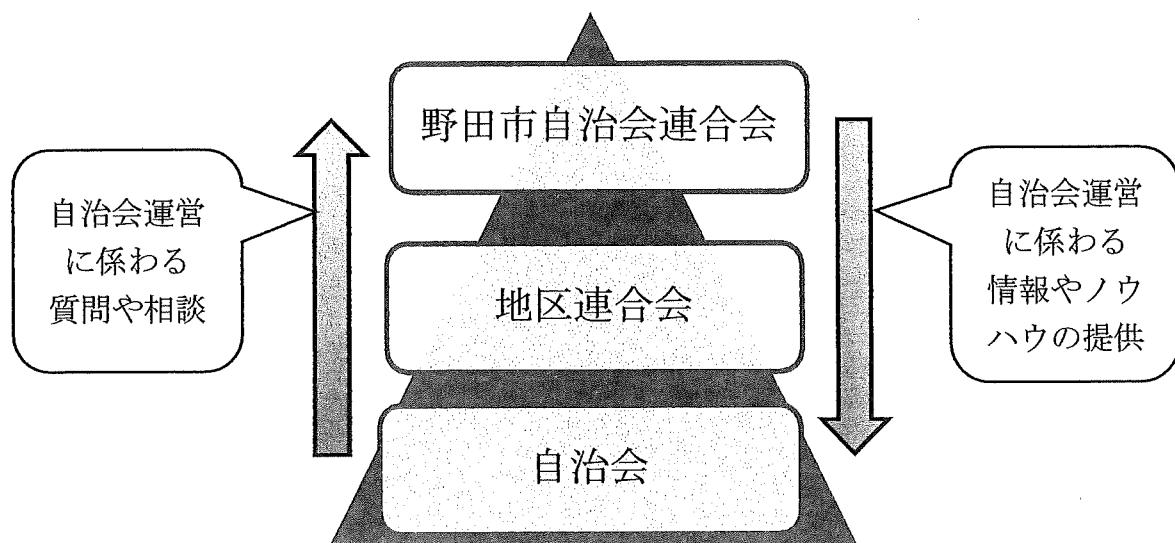
野田市自治会連合会は、自治会相互の連絡協調と親睦を図るとともに、各自治会共通の問題を研修協議し、市民意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的に組織された団体です。

野田市自治会連合会は、その活動の一環として、新任自治会長の皆様に1日でも早く、市内の自治会組織全体における各自治会の位置づけや、自治会長としての役割を理解していただくことを目的として、本研修を開催しています。

## 2. 自治会組織の全体像

野田市の自治会組織は、野田市自治会連合会、地区連合会、自治会(単位自治会)の3種類で構成されています。

これらが、下図のように連携することで、個々の自治会が抱える問題とそれに対する対策(ノウハウ)の共有が可能となります。



しかしながら、現在の自治会を取り巻く状況は大変複雑で、問題は多岐にわたっているため、野田市自治会連合会や地区連合会が、自治会の皆様が抱える問題に対し、迅速に対応できているとは言えないため、今後、こうした点の解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

### **3. 各自治会組織の役割と連携**

#### **1. 野田市自治会連合会**

17の地区連合会から構成され、各地区的世帯数や規模に応じて理事の人数の割り当てが有り、この理事の中から、地区ごとに常任理事1名を選出しています。

(役割)

- ・ 行政と自治会運営に係る協議、情報交換を行う。
- ・ 自治会を活性化させる目的で、下記事業を推進する。  
(a) を受け取って 新任自治会長研修 (b) 理事視察研修  
(c) 自治会長一日研修 (d) 自治会活動発表会 (e) 連合会だよりの発行

#### **2. 地区連合会**

17の地区連合会はそれが所属する複数の自治会で構成され、地区ごとに役職を設け、地区内の問題にあたるほか、行事や催しなどを実施し、他の団体と協力して地域の発展と向上に努めています。

(役割)

- ・地区連合会としての事業活動を行う。
- ・常任理事、理事は野田市自治会連合会で協議された内容を、所属する各自治会長に伝え、周知徹底を図る。
- ・所属する自治会長から提起された課題に対し、協議し、解決を図る。地区内で解決できない問題があれば、野田市自治会連合会に問題提起する。

#### **3. 自治会**

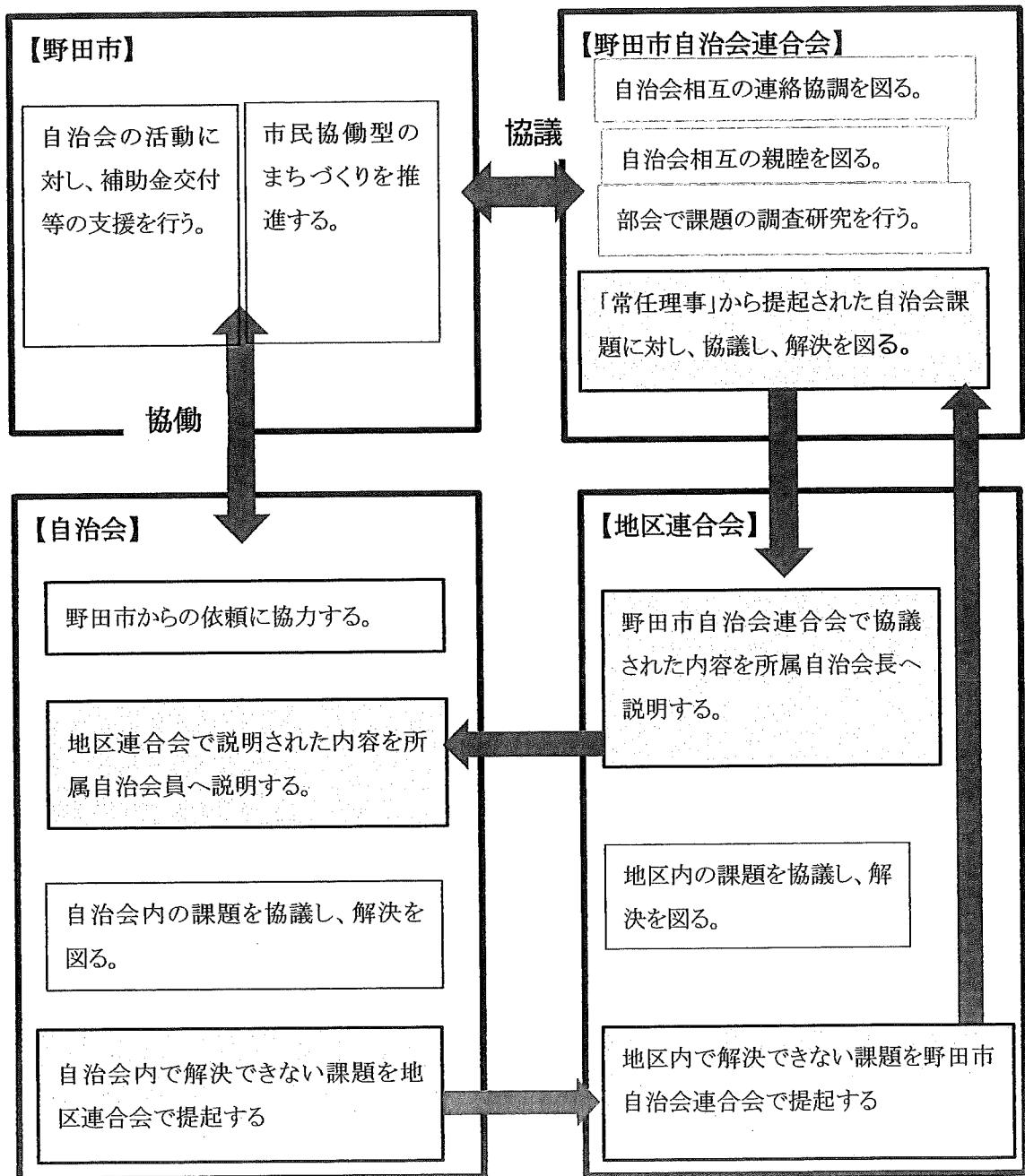
現在、野田市には、およそ400の自治会等が有り、そのうち約300の自治会が野田市自治会連合会に加入しています。

(役割)

- ・自治会内の課題を協議し、解決を図る。
- ・自治会内で解決できない課題を地区連合会で提起し、解決を図る。
- ・地区連合会で説明された内容を自治会会員に伝える。
- ・野田市からの依頼事項に協力する。

各組織の関連は、下図の通りです

## 自治会組織の役割と関連図



## 4. 自治会の役割

### 1. 役割内容

自治会で行っている主な業務は、以下のとおりです。野田市自治会連合会としても、これらの業務の浸透を図るべく、サポート活動を行っています。

自治会によって、置かれた環境が異なる為、市報を含む、行政文書の配布を除いては、自治会の事情を考慮しながら、依頼事項に対応しているのが現状です。対応している自治会に対しては、市から補助金が交付されているものもあります。(詳しくは別紙を参照)

#### ◆ 行政との協働

野田市では、行政と自治会が同じ情報を共有し、協働して各種事業を開催しています。自治会長はそのパイプ役として、市報をはじめとする行政文書の配布を行うほか、選挙や大規模統計調査など様々な行政施策が展開される中において、選挙立会人、国勢調査員、防犯指導員等の選出協力等を行います。

※行政文書の配布日程は年度末に、行政文書とともに送付されます。

#### ◆ 防犯活動

安心して住むことが出来る住環境づくりの為、警察などの公的機関にのみゆだねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識のもと、地区防犯組合支部と協力し、防犯活動を行っています。なお、多くの自治会では、防犯役員を定め、防犯パトロールや見守り活動等を行っています。

#### ◆ 防災活動

災害発生時は、防災機関の対応に頼るだけでなく、近隣住民同士のつながりによる助け合いが最も重要なことから、自治会には住民同士の関係強化や、自主防災組織の設立の推進、防災訓練の実施、要配慮者の支援等が期待されています。

## ◆ 環境活動

### ◎環境美化運動

自治会区域内の環境保全を目的に、区域内の清掃業務を行っています。  
実施する自治会に対しては、補助金が交付されます。

### ◎ごみの減量化

自治会長は、自らが推薦する廃棄物減量等推進員(市から委嘱)と協力して、地域の環境保全に努めます。

### ◎資源の再利用

自治会長は、自らが推薦する廃棄物減量等推進員と協力して、資源の再利用に努めます。資源回収を実施した場合は、排出量により、市から補助金が交付されます。

## ◆ 福祉活動

### ◎高齢者福祉活動

高齢者に対し、行政においても様々な福祉施策が行われていますが、行政の手の届かない部分について、補完的な役割を果たしています。

### ◎交通安全対策活動

各地域の交通安全協会支部への活動資金を募るとともに、そこに協力しながら、交通事故の防止・抑制に努めています。

### ◎子どもの健全育成

地域全体で子供を見守るとともに、子どもが成長する場となる地域を安全でうるおいのある環境に整えていきます。

### ◎募金等への協力

行政と一緒に地域福祉の推進に努める各種団体に協力することにより、地域の福祉活動やボランティア活動等に還元されることから、協力をしています。

- ・社会福祉協議会会費の募集の協力
- ・赤い羽根共同募金への協力
- ・歳末たすけあい募金への協力
- ・日本赤十字社の社資募集への協力 など

## 2. 年間スケジュール(各種届出含む)

| 月   | 自治会 | 地区<br>連合会 | 野田市<br>自治会連合会 | 自治会長業務                    |
|-----|-----|-----------|---------------|---------------------------|
| 4月  |     |           |               |                           |
| 5月  |     |           |               |                           |
| 6月  |     |           | 総会            | ・自治会等世帯数届提出               |
| 7月  |     |           | 新任自治会長研修      |                           |
| 8月  |     |           |               |                           |
| 9月  |     |           |               |                           |
| 10月 |     |           | 自治会活動発表会      | ・自治会等交付金申請<br>・自治会長等報償金申請 |
| 11月 |     |           | 理事視察研修        | ・(自治会等交付金交付)              |
| 12月 |     |           |               |                           |
| 1月  |     |           |               |                           |
| 2月  |     |           | 自治会長一日研修      |                           |
| 3月  |     |           |               | ・(自治会長等報償金交付)             |

各自治会の事業計画による。

※ 各地区連合会の事業計画による。  
※ 野田市連合会説明会含む  
※ 各地区連合会の事業計画による。

※自治会長業務欄の、各種届出や申請については、その時期になると市から書類が郵送されますので、書類に記載された期限までに提出ください。  
(提出がない場合、その年の交付金等の交付が受けられなくなります。)  
※野田市連合会の行事日程は、変更されることもあります。

## 5. DX 化の推進について

DXとは、デジタルトランスフォーメーション、すなわち「人々の生活をデジタル化によるテクノロジーによって豊かにしていく」という意味を表す言葉です。

我が国においても、令和2年12月に総務省が「自治体のDX推進計画」を策定し、国民のあらゆる申請や届出が、スマートフォン上で簡単・迅速に行えるよう、各府省・地方公共団体に要請しました。

こうした、時代のDX化に伴い、野田市自治会連合会も行政と協力して、DX化を推進することは、作業時間の短縮や経費節減等に極めて有効と考えています。

特に、市や、野田市自治会連合会から各自治会長等へ通知を送る際にかかる郵便料金・切手の費用や、文書及び封筒の印刷・封入にかかる負担は大きい為、これをDX化(メールへ切り替え)するなど、見直し/改善が必要と考えています。

具体的には、昨年度から、試験的に、野田市自治会連合会(事務局)が自治会長(役員含む)へ郵送している資料について、E-mailをお持ちの方にはメールでの送信への移行を行っております。

また、逆に、自治会長から事務局へ書類の提出が必要な場合には、ホームページの「お問合せ」機能を使い、提出して頂くことを検討しています。

## 6. 野田市自治会連合会ホームページ

平成27年4月に、野田市自治会連合会は、「自治会ガイドブック」を発行し、これを連合会加入の全ての自治会長に配布しました。

このガイドブックは自治会長にとって必携の書となり、会長交替時には引継ぎをして使用いただく冊子となっています。

しかしながら、冊子のため、発行後の改訂が難しく、最新版としての維持管理が困難となっていました。

そうした状況も鑑みて、令和2年度、冊子内容をすべて網羅し、且つ、最新情報に更新し、情報発信を行う為、野田市自治会連合会のホームページを立ち上げました。次のページに、閲覧方法を掲載していますので、まだご覧いただいていない方は、是非、一度ご覧いただければと思います。

## 1. ホームページの見方

### (表示方法)

- 方法 ① URL欄(画面上部)に、<https://jichikairengo.com> と入力する。
- 方法 ② Google/Yahoo等の検索欄に、「野田市自治会連合会ホームページ」と入力する。
- 方法 ③ パソコン/スマホ等の音声機能(マイクのアイコン)で、「野田市自治会連合会ホームページ」と発声する。  
いずれの方法も、パソコン、タブレット、スマホでOK.

### (画面構成)

#### (メニュー欄:上段)

|         |  |
|---------|--|
| ホーム     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページのホーム画面</li><li>・野田市ホームページ記載内容を表示</li></ul>        |
| ガイドブック  | <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会ガイドブックの記載内容を掲載</li><li>・見出しから見たい項目をクリックする。</li></ul> |
| 役員/委員名簿 | <ul style="list-style-type: none"><li>・正副会長/常任理事/理事名を掲載</li></ul>                              |
| アクセス    | <ul style="list-style-type: none"><li>・Google Mapを表示</li></ul>                                 |
| お問合せ    | <ul style="list-style-type: none"><li>・質問等を入力すれば、事務局パソコンへ送信される。</li></ul>                      |

#### (サイドバー欄:横):カテゴリー

|              |   |
|--------------|---|
| Q&A          | <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会連合会冊子のQ&amp;Aを掲載</li><li>・キーワードを入力すると該当する情報が表示される。</li><li>・今後、新たな問い合わせがあれば追加予定</li></ul> |
| 事務局投稿        | <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局が発信した情報を掲載</li></ul>  |
| 市民生活課投稿      | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民生活課が発信した情報を掲載</li></ul>  |
| 常任理事会        | <ul style="list-style-type: none"><li>・常任理事会配布資料/議事録を掲載</li></ul>   |
| 理事会          | <ul style="list-style-type: none"><li>・理事会配布資料/議事録を掲載</li></ul>   |
| 総会           | <ul style="list-style-type: none"><li>・総会配布資料/議事録を掲載</li></ul>  |
| 行事日程         | <ul style="list-style-type: none"><li>・連合会行事日程を掲載</li></ul>   |
| 部会(ごみステーション) | <ul style="list-style-type: none"><li>・部会完了報告書(問題解決ガイドブック掲載)</li></ul>  |
| 部会(事業見直し)    | <ul style="list-style-type: none"><li>・部会配布資料/議事録を掲載</li></ul>  |

#### (サイト内検索欄)

ここにキーワードを入力すると、ホームページ内に登録されている関連情報を検索し、表示できます。

#### (人気記事)

閲覧の多い順に、ベスト5の記事が表示されます。

## 2. ホームページの活用方法

### ◆自治会ガイドブックの代用として活用

現在、発行済みの「自治会ガイドブック」(平成27年版)は、自治会長交替時の引継ぎ資料となっており、自治会関連の必要な情報が網羅されています。ホームページでは、このガイドブック記載の全ての情報が見ることができます。

### ◆お問合せの活用方法について

HPには、閲覧者からの「お問合せ」メニューがあり、ここから発信すると、野田市自治会連合会事務局のパソコンへ送信されます。

ホームページに記載のない事項等の問い合わせに活用して頂ければ、事務局より回答させて頂きます。

なお、問い合わせ機能の利用は、自治会長に限定していますので、ご注意ください。

(パソコン/スマホ等の媒体を持っていない、あるいは、操作が苦手な自治会長もいらっしゃると思いますので、その際は、他の人が代行入力しても構いませんが、発信は自治会長名で、内容も自治会長が熟知していることが条件となっています。)

## 7. より良い街づくりのために皆様のご協力を

人と人とのつながりが豊かな地域では、失業率や犯罪発生率が低く、出生率が高いなど、安全、安心に関わる暮らしの満足度が高まることが明らかになっています。

地域の問題を自分達の問題としてとらえ、自分達で解決して行こうとする意識や決意が、地域を良くしていくことにつながります。

その大きな核となるのが、自治会長を中心とした自治会の活動だと言えます。市政を運営するうえで、自治会の果たす役割はとても大きく、それを支える自治会長の存在は、とても重要なものとなっています。

一方、時代の変化を受けて、自治会は今、大きな課題に直面しています。

1. 自治会に全員加入が当たり前だった市民の意識が薄れ、裁判においても自治会は任意加入の団体であるとされたこと。
2. 会員の高年齢化や役員負担が増えたことにより、新たな役員となる方が少なくなったこと。
3. 単身や共働き世帯が増え、都市型の生活スタイルが普及したことで、世帯と地域社会の関係性が希薄になったこと。

この他にも様々な要因がありますが、これらにより自治会に必要性を感じない住民が増え、全国的にも自治会加入率の減少傾向が続いていることは、自治会長を悩ます要因となっています。

このような状況下では、市と自治会が車の両輪となって、より一層の協働をしてゆくことがとても重要であり、互いが抱える様々な課題についてともに協議することで、単独では成しえない効果的な対策の実施にもつながると考えています。

自治会長の皆様は住民自治を担う自治会活動の中心として、行政と対等な組織として、地域活動を縁の下で支える存在として、野田市を住みよい町にするため、市との協働を切にお願いするとともに、お互いを最高のパートナーとして共に前進していただきますようご協力をお願ひいたします。